

政策・施策・事業整理票

総合教育政
策局

政策

政策目標	1 新しい時代に向けた教育政策の推進
概要	国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。



施策

※令和3年度事前分析表より転記

施策の概要及び達成目標のどこを達成しようとしているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

達成目標のうち、当該事業が具体的にどの達成目標にあたるのか分かるよう、該当部分を灰色に塗りつぶす。

施策目標	1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。
達成目標2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制を整備する。
達成目標3	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。
達成目標4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。
達成目標5	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。
達成目標6	保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。



事業

※令和4年度レビューシートより転記

施策の達成目標と当該事業の目的・事業概要の関連を整理し、また当該事業の成果と上位施策との関係を明確にする。

当該事業の目的・概要・アウトカム・アウトプットのうち、どこが特に関連しているか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

事業名	外国人児童生徒等への教育の充実
事業の目的	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組み、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図る。 また、平成27年度からは、言語、家庭環境その他の事情により不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保に取り組む自治体その他団体等で連携した支援体制の構築を図り、公立学校等への就学を支援する。

事業概要	<p>1 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 都道府県等教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。</p> <p>2 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業（補助事業）</p> <p>I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 自治体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入促進、日本語指導の充実、支援体制の整備等に関する取組を支援するため、当該事業にかかる経費の1/3以内を補助。</p> <p>II 外国人の子供の就学促進事業 不就学や自宅待機となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体に対して、当該事業にかかる経費の1/3以内を補助。</p> <p>3 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（委託事業） 日本語指導が必要な児童生徒等への指導・支援体制構築のためのポータルサイトの維持管理。外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツの作成。日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等や外国人の子供の就学状況等に関する調査。</p> <p>4 多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究（委託事業） 集住地域、散在地域それぞれの日本語指導における課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。</p> <p>5 高等学校における日本語指導体制整備事業（委託事業） 高等学校段階において、日本語指導が必要な生徒に対する日本語指導・教科指導を充実するため、指導体制構築の手引やカリキュラムづくりのガイドラインを作成する。</p>		
アウトカム	①	定量的な成果目標	公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合を100%にする
		成果指標	公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合
	②	定量的な成果目標	就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
		成果指標	不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数の減少
アウトプット	(1)	公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数	
	(2)	外国人の子供の就学促進事業実施の地域数	
本事業の成果と上位施策との関係	この事業によって、日本語指導が必要な児童生徒への教育支援を充実させることにより、これらの児童生徒が日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばすとともに、共生社会の一員として活動していくことにつながる。		